

道徳に係る教育課程の改善等について
(答申)

平成26年10月21日
中央教育審議会

道徳に係る教育課程の改善等について（答申）

<目 次>

はじめに	1
1 道徳教育の改善の方向性	2
（1）道徳教育の使命	2
（2）道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善	3
2 道徳に係る教育課程の改善方策	5
（1）道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける	5
（2）目標を明確で理解しやすいものに改善する	6
①道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標の関係について	6
②道徳教育の目標について	8
③「特別の教科 道徳」（仮称）の目標について	8
（3）道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する	9
①内容の位置付けについて	9
②四つの視点について	9
③内容項目について	10
（4）多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する	11
①多様で効果的な指導方法の積極的な導入について	11
②道徳の指導計画の改善について	12
③学校における指導体制の充実について	13
④学校と家庭や地域との連携の強化について	13
（5）「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入する	14
（6）一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する	15
①評価に当たっての基本的な考え方について	16
②指導要録について	17
3 その他改善が求められる事項	18
（1）教員の指導力向上	18
（2）教員免許や大学の教員養成課程の改善	19
（3）幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実	19
参考資料	21

はじめに

道徳教育、とりわけ道徳の時間の指導の現状をめぐることは、これまでも様々な課題が繰り返し指摘され、その改善が強く求められている。教育再生実行会議の第一次提言を踏まえて設置された文部科学省「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告（平成25年12月）では、道徳教育の改善・充実のための方策の一つとして、道徳の時間を、教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、道徳教育の改善・充実を図ることが提言された。

本審議会は、文部科学大臣から平成26年2月に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問を受け、「道徳教育の充実に関する懇談会」の提言も踏まえつつ、審議を行ってきた。審議に当たっては、初等中等教育分科会教育課程部会の下に、道徳教育専門部会を新たに設け、有識者からのヒアリングや、審議のまとめ案に関する国民からの意見募集なども行いつつ、10回にわたり専門的な検討を行った。

今般、これまでの審議の成果を取りまとめ、答申として文部科学大臣に提出するものである。

答申にもあるとおり、道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」はもちろん、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり、児童生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものである。また、道徳教育は、個人のよりよい人生の実現はもとより、国家・社会の持続的発展にとっても極めて重要な意義をもっている。

我が国には、人々が道徳を重んじてきた伝統があり、また、現在も、諸外国から、日本人の道徳性の高さが評価され、敬意を表される機会も多い。我々は、こうした伝統や評価に自信と誇りを持ちながらも、一方で道徳教育をめぐる現状の課題を真摯に受け止め、今後の時代を生きる子供たちのため、その改善に早急に取り組む必要がある。

今回の答申を踏まえ、文部科学省において、学校教育法施行規則の改正や学習指導要領の改訂をはじめとする制度改正や必要な条件整備が速やかに行われ、学校における道徳教育の抜本的な改善・充実が図られるとともに、学校と家庭や地域との連携・協力が強化され、社会全体で道徳教育に取り組む気運が高まることを願っている。

1 道徳教育の改善の方向性

(1) 道徳教育の使命

教育基本法においては、教育の目的として、人格の完成を目指すことが示されている。人格の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を育てることが道徳教育の使命である。平成25年12月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告では、道徳教育について、「自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指すもの」と述べられている。道徳教育においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、自らの生き方を育てていくことが求められる。

さらに、今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となる。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は、大きな役割を果たす必要がある。

このように、道徳教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもある。

また、道徳教育を通じて育成される道徳性、とりわけ、内省しつつ物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意志や態度、豊かな情操などは、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり、「生きる力」を育むものである。学校における道徳教育は、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を切り拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

その意味で、道徳教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態については、学校の教育目標に即して充実した指導を重ね、確固たる成果を上げている優れた取組がある一方で、例えば、道徳教育の要である道徳の時間において、その特質を生かした授業が行われていない場合があることや、発達の段階が上がるにつれ、授業に対する児童生徒の受け止めがよくない状況にあること、学校や教員によって指導の格差が大きいことなど多くの課題が指摘されており、全体としては、いまだ不十分な状況にある。こうした実態も真摯に受け止めつつ、早急に改善に取り組む必要がある。

なお、道徳教育をめぐるっては、児童生徒に特定の価値観を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれ

ば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると考えられる。

もちろん、道徳教育において、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、例えば、社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてしっかりと身に付けさせることは必要不可欠である。しかし、これらの指導の真の目的は、ルールやマナー等を単に身に付けさせることではなく、そのことを通して道徳性を養うことであり、道徳教育においては、発達の段階も踏まえつつ、こうしたルールやマナー等の意義や役割そのものについても考えを深め、さらには、必要があればそれをよりよいものに変えていく力を育てることをも目指していかなくてはならない。

また、実生活においては、同じ事象でも立場や状況によって見方が異なったり、複数の道徳的価値が対立し、単一の道徳的価値だけでは判断が困難な状況に遭遇したりすることも多い。このことを前提に、道徳教育においては、人として生きる上で重要な様々な道徳的価値について、児童生徒が発達の段階に応じて学び、理解を深めるとともに、それを基にしながら、それぞれの人生において出会うであろう多様で複雑な具体的事象に対し、一人一人が多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を養うことを目指さなくてはならない。

(2) 道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

こうした道徳教育の意義と課題を改めて確認した上で、本来の道徳教育のねらいがより効果的に実現されるよう改善を図る必要がある。

教育基本法をはじめとする我が国の教育の根本理念に鑑みれば、道徳教育は、教育の中核をなすものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものである。

同時に、道徳教育においては、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、共同体の中で大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、発達の段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の過程が重要である。このため、昭和33年に、小・中学校において、道徳の時間が設けられ、現在、道徳の時間は、各教科等における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、児童生徒に道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳的実践力を育成するものとされている。

このように道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、適切なものであり、今後も引き継ぐべきと考える。

一方で、道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるようにするために

は、前述のように多くの点で改善が必要である。特に、道徳の時間は、各教科等に比べて軽視されがちで、道徳教育の要として有効に機能していないことも多く、このことが道徳教育全体の停滞につながっているとの指摘もある。

また、今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であった。児童生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められている。道徳教育を通じて、個人が直面する様々な事象の中で、状況を深く見つけ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、取り組めるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。

このような状況を踏まえ、道徳教育の充実を図るためには、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導體制の在り方等を見直すとともに、「特別の教科 道徳」(仮称)を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要と考える。

こうした観点から具体的に取り組むべき事柄について、以下に提言する。

2 道徳に係る教育課程の改善方策

(1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける

前述のように、道徳教育の充実に向け、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付けた上で、道徳に係る教育課程の在り方を改善する必要がある。

道徳の時間については、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にはない側面がある。

このことを踏まえ、教育課程上も各教科とは異なる新たな枠組みとして「特別の教科」(仮称)を設け、学校教育法施行規則に位置付けることが適切である。

あわせて、学習指導要領に示す目標、内容を道徳の時間よりも体系的、構造的で明確なものとするとともに、指導方法や評価の在り方についても一貫した理念のもと改善を図ることにより、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や関連の在り方等を改善することが必要と考える。「特別の教科 道徳」(仮称)を要として、学校における道徳教育全体の充実を図ることは、教育基本法に定める「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の育成など教育の根本的な理念の実現にとっても極めて大きな意義をもつものとする。

また、道徳の授業については、特に小学校高学年や中学校において課題が大きいことが指摘されており、その改善のためには、児童生徒の発達段階を踏まえ、内容や指導方法等を適切に見直すことが必要と考えられる。なお、中学校段階では、小学校において育成される道徳性の基礎を踏まえ、人としてどのように生きるかということについて、一人一人が主体的に考えを深めることが特に重要であることに鑑みれば、「特別の教科」(仮称)として、中学校については「道徳」に代えて、例えば「人間科」などの名称を付することにより、その趣旨をより明確にすることも考えられるとの意見もあった。

さらに、当然のことながら、道徳教育の充実は、「特別の教科 道徳」(仮称)の設置だけで解決できるものではなく、「特別の教科 道徳」(仮称)を要として、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を改めて見直し、充実を図ることが必要である。

とりわけ、道徳的実践の指導の充実を図る観点から目標や内容を見直した現行の学習指導要領における特別活動については、道徳教育において特に重要な役割が期待されるものである。このため、特別活動の特質を十分に踏まえた上で、各学校において、特別活動と「特別の教科 道徳」(仮称)のそれぞれの役割を明確にしつつ、連携を一

層密にした計画的な指導を行うことが求められる。

さらには、各教科や総合的な学習の時間等においても、教員がより明確な意識をもって道徳教育の指導に当たるとともに、「特別の教科 道徳」(仮称)との意図的、計画的な関連を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実につなげていくことが肝要である。

なお、「特別の教科 道徳」(仮称)の年間標準授業時数については、当面は、道徳の時間と同様に35単位時間(小学校第一学年は、34単位時間)とし、将来的な在り方については、教育課程全体の在り方に関する検討の中で扱うこととするのが適当である。

以上を踏まえ、次のような方向で、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として教育課程上位置付けるべきである。

- 道徳教育の重要性を踏まえ、その改善を図るため、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。
- 小・中学校の学習指導要領を見直し、現行の「第3章 道徳」に代えて、適切な章立てをもって「特別の教科 道徳」(仮称)についての記述を盛り込む。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標、内容等については、より体系的・構造的で、「特別の教科 道徳」(仮称)が、道徳教育全体の要として効果的に機能するものとなるよう見直す。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

道徳教育の目標については、小学校及び中学校の学習指導要領第1章総則及び第3章道徳において定められている。また、道徳の時間の目標については、第3章道徳において定められている。(＜参考1＞参照)

①道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」(仮称)の目標の関係について

これらの目標については、文章の構造が複雑で理解しにくいことや、「道徳性」、「道徳的実践力」などの用語の意味、相互の関係が分かりにくいことなどが指摘されており、その改善が求められる。特に、道徳教育の目標である「道徳性」の育成と道徳の時間の目標である「道徳的実践力」の育成との関係については、審議の過程でも多くの議論があった。

「道徳性」と「道徳的実践力」の関係について、現行の学習指導要領では、必ずしも明確に示されていない。小学校学習指導要領解説においては、「道徳性とは、人間と

しての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性」とされ、「道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。」とされている（中学校もほぼ同旨。）。

このような中で、例えば、「道徳性と道徳的実践力の育成方法は、全く異なるものである」、「道徳の時間には、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を行ってはならない」などの誤解も生じ、このことが、指導に当たっての混乱を招いたり、指導の幅を狭めてしまったりした面もあることが指摘されている。

しかしながら、本来、道徳性と道徳的実践力は、いずれも児童生徒が今後出会うであろう様々な場面、状況において、道徳的行為を主体的に選択し、実践するための内面的な資質・能力を指すものであり、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであるということにおいて、基本的に同じ性質のものと捉えるのが妥当と考える。

すなわち、学習指導要領解説において、「道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要」と示されているが、このことは、道徳性の育成のための指導方法の一つとして、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を行うことの重要性を示すものである。例えば、学校教育の様々な場面において、具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導を行うことがあるが、その際、最終的なねらいとしているのは、指導を通じて、道徳的習慣や道徳的行為の意義を理解し、自らの判断により、進んで適切な実践ができる資質・能力を育てることである。

また、道徳の時間において、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を一切行ってはならないということではない。道徳の時間においても、道徳的価値の自覚に基づき、道徳的行為を主体的に選択し、実践するための資質・能力を育む上で効果的と考えられる場合には、児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、例えば、基本的なマナー、人間関係の形成やコミュニケーションの在り方などの道徳的習慣や道徳的行為について、その意義を含めた指導を取り入れることがあってよい。

以上を踏まえれば、学校における道徳教育のうち、道徳の時間に代えて設置する「特別の教科 道徳」（仮称）においては、道徳的諸価値を正面から取り上げて扱い、また、道徳的実践の中心的な学習活動の場として位置付けられる特別活動をはじめ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育においては、各教科等の特質に応じ、その関連の中で道徳的諸価値について扱うというアプローチの違いはあるものの、いずれも最終的には、児童生徒の主体的な道徳的実践につながることを目指して、道徳に係る内面的な資質・能力である道徳性を育成するという意味において共通するものである。このことを踏まえて、学習指導要領に道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標を分かりやすく定めることが妥当と考える。

②道徳教育の目標について

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標については、学習指導要領の総則に定められている現行の規定を整理した上で、最終的には、一人一人が、生きる上で出会う様々な場面において、主体的に判断し、道徳的行為を選択し、実践することができるよう児童生徒の道徳性を育成するものであることをより明確にするとともに、その育成に当たり、特に留意すべき具体的な事項を併せて示すなど簡潔な表現に改める必要がある。

また、その際、児童生徒の発達の段階を踏まえ、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校の区切りごとに特に重視すべき点を示すなど、発達の段階の違いを踏まえることが指導の効果を上げる上で有効に働くものと考えられ、現行学習指導要領において内容の取扱いに示されている重点事項も参考に、具体的な記述の在り方を検討する必要がある。

③「特別の教科 道徳」（仮称）の目標について

道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」（仮称）の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべきより具体的な資質・能力とは何かを明確化し、発達の段階を踏まえて計画的な指導を充実する観点から規定する必要がある。具体的には、様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくために求められる資質・能力を育成するため、様々な道徳的価値について、自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断するという認知的な能力、道徳的価値の大切さを感じて、悪を憎み、善を喜ぶ道徳的心情、道徳的行為を行うための意欲や態度の育成などの各側面を重視することが必要と考えられる。その際、道徳的価値についての自覚を深め、道徳的実践につなげていくことができるようにすることが求められる。

以上を踏まえ、次のような方向で、道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標について学習指導要領に規定すべきである。

- 道徳教育も、「特別の教科 道徳」（仮称）も、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであり、その目標は、最終的には「道徳性」の育成であることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とする。
- 道徳教育の目標については、現行の規定を整理し、簡潔な表現に改める。具体的には、道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うことであるという根本を明確にした上で、その育成に当たり、特に留意すべき具体的な事項を併せて示す。また、小学校、中学校のそれぞれの発達の段階に即した重点の示し方についても工夫する。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）の目標については、例えば、様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行うための意欲や態度を育てることなどを通

じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

(3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

現行学習指導要領では、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳の内容として、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校の別に、発達の段階に即して重要と考えられる基本的な道徳的価値が示されている。(＜参考2＞参照)

これらの道徳的価値については、「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の四つの視点で分類されている。

①内容の位置付けについて

道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行われるものであることに鑑みれば、道徳の内容を、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う内容として示している現行学習指導要領の在り方は妥当であり、今後、「特別の教科 道徳」(仮称)が設置された場合も、この基本的な在り方は維持すべきと考える。

その際、「特別の教科 道徳」(仮称)においては、その目標を踏まえ、道徳的諸価値を直接の対象として取り上げ、計画的、発展的に指導することが想定されている一方、それ以外の各教科等においては、それぞれの特質に応じて、関連する道徳的諸価値について意図的、計画的に取り上げることが求められるものであることがより明確となるよう、学習指導要領やその解説において表現を工夫する必要がある。

②四つの視点について

内容を示す上で設けられている四つの視点については、全体の構造を分かりやすく示す上で効果的との肯定的な評価が多い一方で、それぞれの視点の範囲内で指導しなければならないとの考えから、指導が狭い範囲に限定されがちになる場合があるなどの指摘もある。内容項目の中には、複数の視点にまたがって捉えられるものも多く、各視点に過度にこだわることなく指導すべきということについて、明確に示す必要がある。また、視点ごとに内容項目の共通性や関連性を捉え、各視点の内容や各内容項目の関連が分かるように示すことが有効との意見もあった。

また、視点の順序については、児童生徒にとっての対象の広がりによって考えれば、「自分自身」から、「他の人」、「集団や社会」、「自然や崇高なもの」へと展開する流れが分かりやすく、現行の「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」と「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の順序を入れ替えた方が理解しやすいのではないかと意見があった。さらに、生命尊重に関わることは、その重

要性に鑑み、内容項目の最初に位置付け、生命は過去から未来へとつながっているものであることや、かけがえのない自他の生命を尊重することの大切さを一層重視した指導を行うべきとの意見や、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」の視点に属する内容項目全体を最初の視点にすべきとの意見もあり、これらも踏まえ、その在り方を見直すべきである。

③内容項目について

内容項目については、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化なども踏まえつつ、児童生徒が興味・関心をもって主体的に考え、自らの生き方に生かすことができるよう、必要な改善を行うことが求められる。

具体的には、例えば、大きな社会問題となっているいじめの問題への対応のため、発達の段階も考慮しつつ、人間の弱さや愚かさを踏まえて困難に立ち向かう強さや気高さを培うことや、生命を尊重する精神を育むことなどをより重視することなどが考えられる。また、社会参画など社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わることや規範意識、法などのルールに関する思考力や判断力などについても充実が必要と考えられる。さらに、今後のグローバル化の中では、自国の伝統や文化への深い理解はもとより、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生なども重要な内容であり、その際、宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度などに関して授業の中でどのように扱うべきかについて、学習指導要領等の配慮事項として示すべきとの意見もあった。

また、小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、内容項目ごとにその内容を端的に示すキーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」など）も併せて明示することや、発達の段階によって求められる指導内容の違いがより明確に伝わるような表現の工夫を行うことなども有効と考えられる。このことにより、内容項目が多くの人に理解され、家庭や地域の人とも共有しやすいものになることが期待される。ただし、キーワードを設けるに当たっては、キーワードの言葉そのものを教え込むような指導になることがないよう留意する必要がある。

さらに、「特別の教科 道徳」（仮称）において、児童生徒の発達の段階等も踏まえ、人間がもつべき謙虚さや人間の存在価値などを押さえつつ、例えば、情報モラル、生命倫理など現代社会を生きる上での課題の扱いを充実することが必要と考えられ、その旨を学習指導要領やその解説において適切に示す必要がある。

以上を踏まえ、道徳の内容について、主に次のような点について改善を図るべきである。

- 道徳の内容は、「特別の教科 道徳」（仮称）を要として学校の教育活動全体で行う道徳の内容として位置付けた上で、「特別の教科 道徳」（仮称）とそれ以外の各教科等において求められる取組の相違が明確になるよう示し方を工夫すること。

- 四つの視点の意義を明確にするとともに、その順序等を適切なものに見直すこと。
- 内容項目について、いじめの問題への対応をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし必要な改善を行うとともに、キーワードなども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫すること。
- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実すること。

(4) 多様で効果的な道德教育の指導方法へと改善する

①多様で効果的な指導方法の積極的な導入について

道德教育の指導方法をめぐっては、これまでも、例えば、道德の時間において、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることや、発達の段階などを十分に踏まえ、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業になっている例があることなど、多くの課題が指摘されている。

道德教育においては、児童生徒一人一人がしっかりと課題に向き合い、教員や他の児童生徒との対話や討論なども行いつつ、内省し、熟慮し、自らの考えを深めていくプロセスが極めて重要である。また、特に社会を形成する一員としての主体的な生き方に関わることなどについては、実際に現場での体験活動を行うなど、行動を通して実感をもって学ぶことも重要である。このことを踏まえ、「特別の教科 道德」(仮称)においても、そのねらいの達成に向け、言語活動や多様な表現活動等を通じて、また、実際の経験や体験も生かしながら、児童生徒に考えさせる授業を重視する必要がある。互いの存在を認め尊重し、意見を交流し合う経験は、児童生徒の自尊感情や自己への肯定感を高める上でも有効と考えられる。

あわせて、「特別の教科 道德」(仮称)の目標や指導のねらいに即し、一人一人が見通しをもって主体的に考え、学ぶことができるよう、その内容を学ぶことの意義を理解させたり、学んだことを振り返らせたりする指導が重要である。

さらに、多様で柔軟な指導の充実を図る観点から、「特別の教科 道德」(仮称)において、その特質や児童生徒の実態も踏まえつつ、例えば、授業1単位時間につき、一つの内容項目に限定するのではなく、複数の内容項目を関連付けた指導を行うことや、一つの内容項目を複数の時間で扱うような指導を行うことなどもあってよい。特に、各学校において重点的な指導を行う内容については、「特別の教科 道德」(仮称)を要として、関連する各教科等での指導や家庭との連携を密にした計画的な指導を行うなどの工夫も求められる。

また、指導のねらいに即し、適切と考えられる場合には、「特別の教科 道德」(仮称)において、道德的習慣や道德的行為に関する指導、問題解決的な学習や体験的な学習、役割演技やコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習などの指導を、発達の段階を踏まえつつ取り入れることも重要である。その際に

は、単に活動を行って終わるのでなく、児童生徒が活動を通じて学んだことを振り返り、その意義などについて考えることにより、道徳的価値の自覚を深め、様々な課題を主体的に解決するための資質・能力の育成に資することとなるよう十分に留意する必要がある。

情報モラル、生命倫理など現代社会を生きる上での課題を扱う場合にも、問題解決的な学習を行ったり討論を深めたりするなど指導方法を工夫していくことが求められる。

さらには、発達の段階によっても効果的な指導方法は異なることから、小学校と中学校での指導には一定の違いがあってしかるべきである。例えば、小学校低学年では、人としてしてはならないことを具体的に指導し、しっかりと自覚させることに重点を置き、中学校では、人としての生き方や在り方について多角的に考えさせることを重視するなど、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導方法を工夫することが求められる。

また、このことに関して、例えば、中学校においては、学習指導要領に重点として示す事項や学校の定める重点などを除き、内容項目を全て毎学年で扱うのではなく、生徒の実態等も踏まえつつ、3年間の中で計画的に完結させるものもあってよいとするなど柔軟な扱いも認めるべきとの意見もあった。こうした点も踏まえつつ、各学校における指導の充実が図られるよう、学習指導要領やその解説等において留意点等を示す必要がある。

②道徳の指導計画の改善について

指導の前提となる各学校の「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」については、これに基づき関係者が協働して計画的に取り組み、効果を上げている学校もある一方で、形式的なものにとどまりがちで、本来の役割を果たしていない学校も多いと指摘されている。

道徳教育の充実のためには、各学校において、児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を改めて見直すとともに、計画の段階から「特別の教科 道徳」（仮称）と各教科等との密接な連携を強化することが不可欠である。このため、「特別の教科 道徳」（仮称）の年間指導計画については、「道徳教育の全体計画」はもとより、各教科等の年間指導計画と関連をもたせながら作成する必要がある。特に、特別活動については、「特別の教科 道徳」（仮称）との関連を重視した指導を行うことで、道徳教育としての効果を一層高めることが期待されるところであり、計画的な取組が強く求められる。「特別の教科 道徳」（仮称）の計画の作成に当たっては、年間にわたって指導内容の全体を調和的に指導することや、小学校であれば6年間、中学校であれば3年間にわたって計画的、発展的に指導することに留意する必要がある。家庭や地域との連携を具体的に示すこと、学級担任を中心に教員全員が関わられるように計画を具体化することなどの工夫も重要である。

さらに、学校全体で取り組む道徳教育を各学級でどのように具体化するかを明記した計画なども活用しつつ、学年内で協働するなどして充実を図ることも重要である。

こうした点も踏まえつつ、道徳教育を軸に学校全体のカリキュラム・マネジメントの充実が図られるよう、「道徳教育の全体計画」に関しては、「特別の教科 道徳」（仮称）とのつながりに十分留意しながら、学習指導要領の総則に示すことも考えられる。

③学校における指導体制の充実について

学校においては、校長が明確な道徳教育の方針をもち、そのリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全教員が役割を分担して、学校として組織的に道徳教育を推進することが一層求められる。その際、教員一人一人が、道徳教育に対する高い意識と堅固な倫理観をもって指導に当たることが必要である。

「特別の教科 道徳」（仮称）の指導に当たっては、児童生徒をよく理解している学級担任が原則として担当することが適当と考えるが、全てを学級担任任せにするのではなく、校長をはじめとする管理職や、学校や学年の教員全体が、自らの得意分野を生かす取組なども重要である。「特別の教科 道徳」（仮称）に係る指導力は、教員の教育活動全般にわたっての指導力を高める上でも極めて重要なものであり、例えば、学校の全ての教員が、授業の準備、実施、振り返りの各プロセスを含め、道徳の学習指導案の作成や授業実践を少なくとも年に1回は担当して授業を公開するなど学校全体での積極的な指導力向上の取組も望まれる。

あわせて、小学校と中学校とが連携を図り、教員が相互に学び合ったり協力したりするなど小・中学校の接続を意識して道徳教育の指導の改善を一層図っていくことも求められる。

④学校と家庭や地域との連携の強化について

道徳教育を推進する上で、学校と家庭や地域との連携・協力が不可欠である。特に、家庭は、子供の教育について第一義的な責任を有するものであり、児童生徒が生活のために必要な習慣を身に付けるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で、その果たすべき役割は極めて大きい。

家庭や地域との連携による道徳教育を推進するため、各学校には、「道徳教育の全体計画」の作成に当たって家庭や地域の参加を得ることや、全体計画や道徳教育に関する情報をホームページや学校だより等で積極的に発信し、家庭や地域と共有することなどが求められる。

また、キャリア教育や社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）等の充実の観点からも、外部の人材の協力を得ることや、「特別の教科 道徳」（仮称）の授業の積極的な公開、土曜日の活用なども含めた家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携を強化することが重要である。

家庭や地域の理解を得て連携した取組を推進するためには、例えば、学校運営協議会などを活用し組織的に取り組むとともに、学校評価と関連付けることなども効果的と考えられる。

さらに、例えば、家庭教育支援のための施策とも連携を図りながら、地域において親子で道徳について学ぶことのできる機会を設けるなど、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進めることも期待される。

以上のような指導方法に係る課題の多くは、基本的には、各学校における校長のリーダーシップに基づく取組や個々の授業において改善が図られるべき事柄であるが、例えば、以下のような点を学習指導要領やその解説、さらには、より具体的に教師用資料等においても指導上の留意事項等として示すとともに、国や地方公共団体においても改善に向けた実践を支援することが求められる。

- 「特別の教科 道徳」(仮称)において、目標や指導のねらいに即し、児童生徒の発達の段階を踏まえた上で、対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れることが重要であること。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の授業における内容項目のより柔軟な扱い方を工夫することや、小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるための多様な取組を行う必要があること。
- 道徳の指導計画が実質的なものとして機能するよう学習指導要領を改善するとともに、各学校の道徳教育の重点を改めて見直した上で、学校全体として取組を改善する必要があること。
- 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を一層図る必要があること。
- 授業公開、また、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進めることが重要であること。

(5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する

現在、道徳教育用教材として文部科学省が作成した「私たちの道徳」が全国の小・中学生に配布され、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動全体で行う道徳教育において、また、家庭や地域との連携などにおいて活用されている。

道徳教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、今後、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」(仮称)の中心となる教材として、全ての児童生徒に無償で給与される検定教科書を導入することが適当である。

このため、「特別の教科 道徳」(仮称)を学校教育法施行規則及び学習指導要領に位置付けるための制度改正を行った後、「特別の教科 道徳」(仮称)の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、教科書検定の具体化に取り組む必要がある。また、学習指導要領の改訂においては、教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、これまでよりも目標や内容、内容の取扱い等について具

体的に示すなどの配慮が求められる。

検定教科書が供給されることとなった後も、道德教育の特性に鑑みれば、教科書の内容を一方的に教え込むような指導が不適切であることは言うまでもない。また、教科書のみを使用するのではなく、各地域に根ざした郷土資料など、多様な教材を併せて活用することが重要と考えられる。国や地方公共団体には、道德教育の教材の開発・活用のため、引き続き支援の充実に努めることが求められる。

以上を踏まえ、教科書や教材の使用について、学習指導要領の改訂に当たり、以下のような点に留意しつつ、適切に取り扱うことが求められる。

- 道德教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、「特別の教科 道德」（仮称）の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入することが適当であること。
- 「特別の教科 道德」（仮称）の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行うこと。
- 道德教育の特性に鑑み、教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める必要があること。

（6）一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

道德教育における評価は、指導を通じて表れる児童生徒の道德性の変容を、指導のねらいや内容に即して把握するものである。このことを通じて、児童生徒が自らの成長を実感し、学習意欲を高め、道德性の向上につなげていくとともに、評価を踏まえ、教員が道德教育に関する目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むことが期待される。

現行学習指導要領においては、道德教育の評価について、「児童の道德性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道德の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。」（小学校学習指導要領。中学校学習指導要領においても同旨。）とされている。

また、指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、文部科学省が示した参考様式をもとに、学校の設置者が様式を定めているものである。

現在の参考様式の「指導に関する記録」には、道德の時間の記録欄が示されていない。一方、各教科、道德、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動については、「行動の記録」欄が設けられている。同欄については、学習指導要領の総則及び道德の目標や内容、行

動の記録の評価項目及びその趣旨を参考にして、設置者が項目を適切に設定するとともに、各学校が自らの教育目標に沿って項目を追加できるようになっており、各項目の趣旨に照らして十分に満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入することとされている。

教育において指導の効果を上げるためには、指導計画の下に、目標に基づいて教育実践を行い、指導のねらいや内容に照らして児童生徒の学習状況や実態を把握するとともに、その結果を踏まえて、学校としての取組や教員自らの指導について改善を行うPDCAサイクルが重要であり、このことは道徳教育についても同様である。

しかしながら、これまで、道徳教育に関しては、指導要録に固有の記録欄が設定されていないこともあり、必ずしも十分な評価活動が行われておらず、このことが、道徳教育を軽視する一因となったとの指摘もなされている。

今回、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けるとともに、道徳教育全体の充実を図るためには、これまでの反省に立ち、評価についても改善を図る必要がある。

①評価に当たっての基本的な考え方について

道徳性の評価の基盤には、教員と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべきと考える。

なお、道徳性は、極めて多様な児童生徒の人格全体に関わるものであることから、個人内の成長の過程を重視すべきであって、「特別の教科 道徳」（仮称）について、指導要録等に示す評価として、数値などによる評価は導入すべきではない。

道徳性の評価に当たっては、指導のねらいや内容に照らし、児童生徒の学習状況を把握するために、児童生徒の作文やノート、質問紙、発言や行動の観察、面接など、様々な方法で資料等を収集することになる。その上で、例えば、指導のねらいに即した観点による評価、学習活動における表現や態度などの観察による評価（「パフォーマンス評価」など）、学習の過程や成果などの記録の積み上げによる評価（「ポートフォリオ評価」など）のほか、児童生徒の自己評価など多種多様な方法の中から適切な方法を用いて評価を行い、課題を明確にして指導の充実を図ることが望まれる。

なお、児童生徒の道徳性は、一人一人、様々に変容し成長していくものであることから、長期的な視点に立って継続的にその成長を把握していくことも重要である。

また、評価を効果的に実施するためには、教員の研修をはじめ、学校全体としての組織的な取組の推進や、評価方法等に関する情報の充実が必要であり、国や地方公共団体においても、評価に関する参考資料の作成や研修の充実などの支援に努めるべきである。

②指導要録について

「特別の教科 道徳」（仮称）については、指導要録に専用の記録欄を新たに設け、当該授業における児童生徒の学習状況を踏まえ、成長の様子などに係る顕著な事項を文章で記述することが考えられる。その際、様々な観点から多様な方法で収集した資料を基にして、多面的、継続的に児童生徒の道徳性の成長を把握した結果を総合的に記載するとともに、評価を通じて、児童生徒のよりよく生きようとする意欲や可能性を認めるものとなるよう留意する必要がある。

また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価することについては、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなども考えられる。

以上を踏まえ、道徳教育の評価に関して、次のような点を学習指導要領やその解説等に盛り込むことが求められる。

- 道徳教育の充実のためには、目標を踏まえ、指導のねらいや内容に照らして、児童生徒一人一人のよさを伸ばし、道徳性に係る成長を促すための適切な評価を行うことが必要であること。このことは、道徳教育に係る学校や教員の指導改善等にも不可欠であること。
- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があること。ただし、「特別の教科 道徳」（仮称）について、数値などによる評価を行うことは不適切であること。
- 指導要録について、「特別の教科 道徳」（仮称）に関して、その目標に照らして学習状況や成長の様子などを文章で記述するための専用の記録欄を設けることなどの改善を図る必要があること。また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価することについては、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなども考えられること。

なお、「特別の教科 道徳」（仮称）や学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の評価について、指導要録の具体的な改善策等については、今後、文部科学省において、更に専門的に検討を行うことが求められる。

3 その他改善が求められる事項

道徳教育の充実のためには、これまで述べたような教育課程の改善に係る事項に加え、教員の指導力向上などの取組が欠かせない。

大学の教員養成課程の在り方や教員免許の在り方などについても意見があったが、これらについては、平成26年7月29日に文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問がなされ、別途検討を進めることとなっている。

また、今回の審議では、小・中学校の道徳教育の教育課程を中心に検討を行ったが、本来、道徳教育は、人の一生涯にわたる人格形成に関わる課題であって、就学前の幼児期、高等学校、特別支援学校などにおける道徳教育についても、一貫した理念に基づき、改善を図っていく必要がある。

このうち、特に幼児期の教育については、家庭の役割が特に重要であることに鑑み、その充実を図ることが求められる。また、特別支援学校における道徳教育の充実に関しては、主に学習指導要領の次期全面改訂に際し本格的に検討すべき事柄であるが、特別支援学校小学部及び中学部の道徳教育については、障害の状態等に応じた配慮事項を除き、小学校及び中学校の学習指導要領に準ずることとされており、今回の答申を踏まえた小学校及び中学校の学習指導要領の改訂に併せて、特別支援学校小学部及び中学部の学習指導要領についても改訂を行うことが適当と考える。

さらに、幼稚園や高等学校における道徳教育の充実に関しては、学習指導要領の総則に関わる部分を除き、主に次期全面改訂に際し、本格的に検討を行うべき事柄であるが、今回の検討に当たっても様々な意見があった。

これらの審議の結果についても以下に付記し、各学校における実践や行政における具体的な政策立案、今後の関連事項に関する審議の参考等に供したい。

(1) 教員の指導力向上

校長をはじめとする管理職の研修における道徳教育の扱いを抜本的に充実する必要がある。その際、例えば、道徳の授業を参観した後に、その授業に関して協議を行うなど、各教員への指導を行うための実践的な内容の研修を重視する必要がある。

また、どのように道徳の授業を行えばよいか悩んでいる教員も多いと考えられることから、従来の研修に加え、映像なども活用し、優れた道徳の授業の多様な指導方法に関する資料を作成するなど教員を支援するための方策について検討を行う必要がある。

こうした取組を推進することにより、「特別の教科 道徳」(仮称)の実施までには、国や地方公共団体において、全ての教員が、研修の受講をはじめ道徳教育に関する指導力向上のために必要な支援を得ることができる環境を整備する必要がある。

各学校の道徳教育推進教師には、主幹教諭や指導教諭など指導の力量のある者を充て、研修計画の充実や授業研究の活性化を図ることで、教員の指導力を向上させるな

ど、校内の道德教育のリーダーとしての役割を十分に果たせるようにすることが重要である。

さらに、複数の学校の道德教育推進教師のリーダー役として助言等を行う「道德教育推進リーダー教師」（仮称）の設置の促進や、道德教育を専門に担当する指導主事の配置、道德教育に優れた経験を有する退職教員や民間人材の活用など、教員の指導力向上を推進するためのスタッフの充実も必要である。

（２）教員免許や大学の教員養成課程の改善

「特別の教科 道德」（仮称）を担当する教員について、特に、中学校については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、将来的には専門の免許状を設けるべきとの意見があった。また、学校図書館法に定める司書教諭のように道德教育に関する一定の講習を修了した者を道德教育推進教師に充てる仕組みとすべきなどの意見があった。

また、大学の教員養成課程における道德については、人間に対する理解を深めるとともに、教員としての指導力を身に付けるため、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要がある、現在、小・中学校に関しては、「道德の指導法」の２単位、高等学校に関しては、履修が必須ではない状況となっている基準を見直し、道德教育を専門的に学べるようカリキュラムの改善と履修単位数の増加を検討することが必要との意見があった。あわせて、各大学において道德教育の指導に当たる教員の養成のためにも、大学における道德教育に係る教育研究組織の改善・充実に向けた積極的な取組が期待される。

（３）幼稚園、高等学校、特別支援学校における道德教育の充実

幼稚園教育要領においては、幼児の道德性や規範意識の芽生えを培うことが示されている。今後、その充実を図るとともに、例えば、幼稚園における遊びを通じた課題解決型の指導を充実し、そのよさを小学校低学年においても取り入れるなど、幼小接続を円滑化していくことが有効と考えられる。

また、高等学校段階は、一人一人が人生を歩んでいく上での手掛かりや内面的な基盤を確立すべき時期であり、哲学や宗教などに関する基礎的な教養を養うとともに、今日的な課題に関する多角的、批判的、創造的な議論の経験を重ねることなどが求められる。このことを通じ、国家及び社会の責任ある一員として必要な教養や行動規範などを身に付けていくことが期待される。

しかしながら、一部の地方公共団体において、高等学校での道德教育のために一定の授業時数を確保し、必修化するなどの取組は見られるものの、全体としては、高等学校における人としての在り方や生き方に関する中核的な指導の場は、十分には担保されていない。こうしたことから、高等学校学習指導要領の次期全面改訂に向けて、社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目の設置に関する検討なども踏まえ、道德教育の改善のための検討を行うことが必要である。

なお、今回の審議においては、幼稚園から高等学校段階までを通じて、現行の小・中学校の学習指導要領に示されている道徳の内容項目に相当するものを一覧にして作成することや、高等学校での道徳教育の要として、例えば「人生科」のような名称で中核的な指導の場を設けることなどについての意見もあった。

さらに、特別支援学校については、個別の指導計画を作成し、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行うことが必要であり、例えば、特別支援学校小学部及び中学部（知的障害）においては、障害の状態等に応じて、各教科等を合わせた指導が可能となっている。今後、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、検定教科書が導入された場合にも、各教科等を合わせた指導などの障害の状態等に応じた弾力的な取扱いについて可能とする方向で検討することが適当である。

また、知的障害特別支援学級の児童生徒についても、障害の状態等に応じて、各教科等を合わせた指導の中で道徳教育を行うことが有効であるといった意見や、各教科等を合わせた指導を行う場合であっても、道徳教育を行っていることを教員が意識して指導に当たることが必要であるといった意見などがあった。

<参考 1 >

○ 道徳教育の目標

<学習指導要領 第1章 総則>

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

<学習指導要領 第3章 道徳>

「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」

○ 道徳の時間の目標

<小学校学習指導要領 第3章 道徳>

「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。」

<中学校学習指導要領 第3章 道徳>

「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。」

<参考2>

○「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年
1 主として自分自身に関すること	
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。
(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元よく生活する。
	(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。	(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
(3) 友達と仲よくし、助け合う。	(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。
(4) 百ごろ世話になっている人々に感謝する。	(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	
(1) 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。	(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。	(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。	(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。
4 主として集団や社会とかかわりに関すること	
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。	(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。	(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(5) 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。
	(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

小学校第5学年及び第6学年	中学校
1 主として自分自身に関すること	
(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。	(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないうで努力する。	(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。	(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。	(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。	(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。	(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。	(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
(4) 謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。	(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
(5) 日々生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
(6) 多くの生活が人々の支え合いや助け合いにより、日々生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。	(6) 多くの生活が人々の善意や支えにより、日々生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること	
(1) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。	(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める。
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。	(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。	(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。	(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。	(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。	(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。	(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
(8) 外国の人々や文化を大切に、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
(8) 外国の人々や文化を大切に、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
(8) 外国の人々や文化を大切に、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

第7期中央教育審議会委員

平成25年2月15日発令
(50音順)

会 長	安西祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
副会長	北山 禎介	三井住友銀行取締役会長
	相原 康伸	日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合 総連合会会長
	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名 誉教授
	五十嵐俊子	日野市立平山小学校長
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバンス・ネットワーク理事長、一般社 団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	浦野 光人	株式会社ニチイ相談役、公益社団法人経済同友会幹事、公益財 団法人産業教育振興中央会顧問、一般社団法人アグリフューチャー ジャパン理事長、一般社団法人日本経営協会会長
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 所長、東京大学名誉教授
	大島 まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
	小原 芳明	玉川大学長
	帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、一般社団法人関西経 済同友会常任幹事、大阪市教育委員会委員
	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	菊川 律子	放送大学特任教授（福岡学習センター所長）
	北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会 終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
	櫻井よしこ	ジャーナリスト、公益財団法人国家基本問題研究所理事長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	白石 勝也	愛媛県松前町長
	高橋 香代	くらしき作陽大学子ども教育学部長、岡山県教育委員会委員
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授
	長尾ひろみ	公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長
	橋本 昌	茨城県知事
	橋本 都	八戸工業大学副学長、前青森県教育委員会教育長
	濱田 純一	東京大学総長
	早川三根夫	岐阜市教育委員会教育長
	平尾 誠二	神戸製鋼ラグビー部セネラルマネージャー、特定非営利活動法人スポーツ・ コミュニティ・アント・インテリジェンス機構理事長
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	森 民夫	長岡市長
	吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長、 日本私立中学高等学校連合会長

(30名)

尾上浩一委員の発令は平成25年8月20日
北山禎介委員の発令は平成26年2月 1日

第7期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員名簿

(委員)

五十嵐	俊子	日野市立平山小学校長
大島	まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
小川	正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
尾上	浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
小原	芳明	玉川大学長
北城	恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
篠原	文也	政治解説者、ジャーナリスト
田邊	陽子	日本大学法学部准教授
長尾	ひろみ	公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長
橋本	都	八戸工業大学副学長
早川	三根夫	岐阜市教育委員会教育長
無藤	隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
森	民夫	長岡市長
吉田	晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、日本私立中学高等学校連合会長

(臨時委員)

天笠	茂	千葉大学教育学部教授
荒瀬	克己	大谷大学文学部教授、国立高等専門学校機構監事、京都市教育委員会指導部顧問
市川	伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
岩井	雄一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
加治佐	哲也	兵庫教育大学長
熊坂	直美	神奈川県愛川町教育委員会教育長、全国町村教育長会長
佐々木	かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
貞広	斎子	千葉大学教育学部教授
銭谷	眞美	東京国立博物館長
高橋	基之	全国高等学校校長協会会長
中島	尚正	学校法人海陽学園海陽中等教育学校長
比留間	英人	東京都教育委員会教育長
船橋	力	株式会社ウィル・シード顧問、独立行政法人日本学生支援機構グローバル人材育成部部長
北條	泰雅	学校法人みなと幼稚園理事長、みなと幼稚園長
堀竹	充	全国連合小学校長会長、新宿区立早稲田小学校長
松岡	敬明	全日本中学校長会会長
森田	洋司	大阪市立大学名誉教授、国立大学法人鳴門教育大学特任教授
吉村	政和	千葉県教育委員会指導主事

計32名

平成26年9月24日現在

第7期中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会委員名簿

平成26年9月24日現在

(敬称略・五十音順)

(委員)

生重幸恵	特定非営利法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク 協議会代表理事
大島まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
尾上浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
篠原文也	政治解説者、ジャーナリスト
田邊陽子	日本大学法学部准教授
副部会長 橋本都	八戸工業大学副学長、前青森県教育委員会教育長
早川三根夫	岐阜市教育委員会教育長
部会長 無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

(臨時委員)

秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
天笠茂	千葉大学教育学部教授
荒瀬克己	大谷大学文学部教授、国立高等専門学校機構監事、 京都市教育委員会指導部顧問
副部会長 市川伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
押谷由夫	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
陰山英男	立命館大学教育開発推進機構教授、立命館小学校校長顧問
川嶋太津夫	大阪大学未来戦略機構教授
銭谷眞美	東京国立博物館長
高木展郎	横浜国立大学教育人間科学部教授
高橋基之	東京都立目黒高等学校校長、全国高等学校長協会会長
土井真一	京都大学大学院法学研究科教授
中川武夫	一般財団法人日本私学教育研究所所長
堀竹充	全国連合小学校長会会長
松本茂	立教大学経営学部国際経営学科教授
松岡敬明	全日本中学校長会会長

(23名)

道德教育専門部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ◎ 押 谷 由 夫 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授 |
| 川 田 智佳子 | 宮城県大崎市立鹿島台中学校長 |
| 木 下 美 紀 | 福岡県福津市立津屋崎小学校主幹教諭 |
| 齋 藤 博 志 | 東京都八王子市立みなみ野小学校中学校統括校長 |
| ○ 柴 原 弘 志 | 京都市教育委員会指導部長 |
| 島 恒 生 | 畿央大学大学院教育学研究科教授 |
| 谷 田 増 幸 | 兵庫教育大学大学院教授 |
| 徳 満 哲 夫 | 東京都渋谷区立神南小学校長 |
| 永 井 博 美 | 広島県教育委員会豊かな心育成課指導主事 |
| 永 田 繁 雄 | 東京学芸大学大学院教授 |
| 堀 田 龍 也 | 東北大学大学院情報科学研究科教授 |
| 無 藤 隆 | 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長 |
| 柳 沼 良 太 | 岐阜大学大学院教育学研究科准教授 |
| 吉 本 恒 幸 | 聖徳大学大学院教職研究科教授 |

計 1 4 名

(平成 2 6 年 4 月現在)

- ◎ …… 主査
○ …… 主査代理